2 0 2 1 年 8 月 号 Wol. 5 1

オフィス恩

s s e Chat

社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美(はっしい)

特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント 行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター 日本褒め言葉カード協会インストラクター 持ち味ファシリテーター

日本ストレスチェック協会ファシリテーター

8月の星空



メ夏の大三角

× Noutウス座流星群





育休中の社会保険料免除が変更に

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が第 204回国会で可決・成立し、6月11日に公布されています。 以下で、主な改正事項をご紹介します。

◆傷病手当金の支給期間の通算化(令和4年1月1日から施行)

傷病手当金は、業務外の事由による病気やケガの療養のために休業するときで、一定の要件 に該当した場合に支給されるもので、支給期間は、支給が開始された日から最長1年6カ月 です。これは、1年6カ月分支給されるということではなく、1年6カ月の間に仕事に復帰し た期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間

【健康保険における傷病手当金の支給期間】

⇒ 支給開始から1年6ヵ月を経過する時点まで支給(1年6ヵ月後に同じ疾病が生じた場合は不支給)





も含めて1年6カ月に 算入されます。支給開始 後1年6カ月を超えた 場合は、仕事に就くこと ができない場合であっ ても、傷病手当金は支給 されません。

今回の改正は、出勤に伴 い不支給となった期間 がある場合、その分の期 間を延長して支給を受 けられるように、<u>支給期間の通算化</u>を行うというものです(支給を始めた日から通算して1年6カ月支給)。がん治療などで入退院を繰り返すなど、長期間にわたり療養のための休暇をとりながら働くケースなどがあることから、改正になりました。

◆任意継続被保険者制度の見直し(令和4年1月1日から施行)

任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、退職した後も選択によって引き続き最大 2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度です。

今回の改正は、任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや(健康保険組合が規約に定めた場合は、当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額より従前の標準報酬月額が高い任意継続被保険者については、従前の標準報酬月額を保険料の算定基礎とすることができるようになる)、被保険者からの申請による資格喪失を可能とするというものです。

◆育児休業中の保険料の免除要件の見直し(令和4年10月1日から施行)

育児休業中の社会保険の保険料免除は、現在、月の末日時点で育児休業をしている場合に、当該月の保険料(賞与保険料含む)が免除される仕組みです。 そのため例えば、月中に2週間の育休を取得したとしても、休業期間に月の 末日を含まなければ免除の対象にはなりません。

今回の改正は、短期の育児休業の取得に対応して、<u>育児休業期間に月末を含まない場合でも、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除する</u>とともに、<u>賞与に係る保険料については1カ月を超える育</u>児休業を取得している場合に限り免除の対象とするというものです。





<u>先月のオフィス恩の活動</u>



セルフケアファシリテーターになりました! デライト式カードのバリエーションが増えました。「セルフケア」について、自分には関係ないと思っておられる方が意外と 多いのではないかと感じています。本当にそうでしょうか? 自分がどういう状況になるとストレスが生じやすいか、知っていますか?私は「時間に余裕のない時」にストレスを感じるこ

とがワークを通じて見えてきました(笑)「健康で活き活き自分らしく!」そのためにセルフケアはとても大切なんです(*^*)

~ON (オフィス思) ⇒ OFF (プライベート) ~

車の次は、いよいよパソコンが限界を迎えております・・・業務の都合上、バージョンアップしたのですが、その途端、古い PC なので作業スピードがめちゃくちゃダウン。あかん。これはあかん(泣)このレターを作成している間も、何度も不具合が生じて泣きそうになってます(-_-;)

★今月の御朱印★ 京都の安楽寺です。春と秋 の限定公開となっていま す。小さなお寺ですが、も みじが美しかったです。夏 は「かぼちゃ供養」という のがあるらしいです。

では、また来月もよろしくお願いいたします!